

早瀬町会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、早瀬町会と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員、及び会員の権利と義務)

第2条 本会は、笹目8丁目、早瀬1・2丁目に居住する者(一般会員)、及び所在する事業所(特別会員)をもって組織する。

2 すべて会員は、町会に協力する義務を負うとともに、町会に対し平等の受益権を持つ。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、相互協力により、地域の安全確保、環境整備等を行い、明るく潤いのある住みよい地域づくりをすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかるための事業
- 2 環境整備に関する事業
- 3 災害に強いまちづくりに関する事業
- 4 地域防犯に関する事業
- 5 地域の交通安全に関する事業
- 6 地域福祉に関する事業
- 7 文化・スポーツ、レクリエーションに関する事業
- 8 広報紙配布等市への協力に関する事業
- 9 その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 町会長 1名
- 2 副町会長 3名
- 3 総務部長 1名
- 4 総務部副部長 1名
- 5 総務部理事 若干名
- 6 事業企画部長 1名
- 7 事業企画部副部長 1名
- 8 事業企画部理事 若干名
- 9 環境衛生部長 1名
- 10 環境衛生部副部長 1名
- 11 環境衛生部理事 若干名
- 12 防犯防災部長 1名
- 13 防犯防災部副部長 1名
- 14 防犯防災部理事 若干名
- 15 福祉部長 1名
- 16 福祉部副部長 1名
- 17 福祉部会計 1名
- 18 女性部長 1名
- 19 女性部副部長 2名
- 20 女性部会計 2名
- 21 女性部理事 若干名

22 会計 2名 23 監事 2名 24 早瀬公民館・早瀬会館運営委員長 1名 25 早瀬公民館長 1名 26 早瀬公民館会計 1名 27 早瀬会館長 1名 28 早瀬会館会計 1名
29 班長 若干名 30 組長 若干名

- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 町会長、副会長の選任にあつては、事前に選考委員会を置くことができる。委員会の構成については別に定める。
- 4 前項の役員に欠員が生じたときは、補充することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第6条 本会に、顧問、及び相談役を置くことができる。

- 2 前項の顧問、相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 町会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副町会長は、会長を補佐し、所掌事務を統括するとともに、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 総務部長は、総務部を統括し、部事業を遂行する。
- 4 総務部副部長は、総務部長を補佐し、部事業に協力する。
- 5 総務部理事は、部事業に協力する。
- 6 事業企画部長は、事業企画部を統括し、部事業を遂行する。
- 7 事業企画部副部長は、業企画部長を補佐し、部事業を遂行する。
- 8 事業企画部理事は、部事業に協力する。
- 9 環境衛生部長は、環境衛生部を統括し、部事業を遂行する。
- 10 環境衛生部副部長は、環境衛生部長を補佐し、部事業を遂行する。
- 11 環境衛生部理事は、部事業に協力する。
- 12 防犯防災部長は、防犯防災部を統括し、部事業を遂行する。
- 13 防犯防災部副部長は、防犯防災部長を補佐し、部事業を遂行する。
- 14 防犯防災部理事は、部事業に協力する。
- 15 福祉部長は、福祉部を統括し、部事業を遂行する。
- 16 福祉部副部長は、福祉部長を補佐し、部事業を遂行する。
- 17 福祉部会計は、福祉部の会計を司る。
- 18 女性部長は、女性部を統括し、部事業を遂行する。
- 19 女性部副部長は、女性部長を補佐し、部事業を遂行する。
- 20 女性部会計は、部の会計を司る。
- 21 女性部理事は、部事業に協力する。
- 22 会計は、予算の編成、執行、及び決算を司る。
- 23 監事は、会計決算に関する監査を司る。

- 24 早瀬公民館・早瀬会館管理運営委員長は、早瀬公民館並びに早瀬会館の管理運営に関し、必要が生じたときに管理運営委員会を招集する。なお、委員会の構成、及び運営については別に定める。
- 25 早瀬公民館長は、早瀬公民館の管理運営にあたる。
- 26 早瀬公民館会計は、早瀬公民館特別会計の予算編成、執行、決算を司る。
- 27 早瀬会館長は、早瀬会館の管理運営にあたる。
- 28 早瀬会館会計は、早瀬会館特別会計の予算編成、執行、決算を司る。
- 29 班長は、班内各組の取りまとめを行う。
- 30 組長は、組内の取りまとめを行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、次のとおりとする。

- 1 定期総会は、毎年、年度当初に開催する。また、会長が必要と認めたとき、或いは会員の2分の1以上または役員3分の1以上の請求があったときは臨時総会を開催する。
- 2 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 総会の議長は、会員のなかから選任する。
- 4 定期総会における議事は次のとおりとする。
 - 1) 事業報告並びに決算
 - 2) 事業計画並びに予算
 - 3) 規約の制定及び改廃
 - 4) 役員を選任
 - 5) その他町会運営に係る重要事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項の第1号から第20号、及び第22号から29号までの役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて町会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 役員会は、次の事項を審議する。
 - 1) 総会に提出する議案
 - 2) 総会で決定した事業の執行計画
 - 3) その他町会運営に必要な事項
- 5 役員会に、子ども会育成会会長の出席を求めることができる。

(正副町会長会議)

第10条 正副町会長会議は、必要に応じ町会長が招集し開催する。

- 2 正副町会長会議に、関係の正副部長及び会計の出席を求めることができる。

3 正副町会長会議は、次の事項を審議する。

- 1) 町会事業の実施または町会運営の基本的事項で、役員会の前に検討が必要なとき。
- 2) 町会事業の執行で、役員会にかけるいとまがないとき。
- 3) その他町会運営に関し、必要なとき。

(経費等)

第11条 本会の経費は、会費、市補助金、市社会福祉協議会補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、次のとおりとする。

- 1) 一般会員 月額 200円(年額 2,400円)
- 2) 特別会員 会費は別に定める

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年4月27日から施行する。
- 2 従前の早瀬町会規約(平成12年4月29日施行)は、廃止する。